

「再任用制度」と年金の関係

本格的な高齢化社会に対応し、年金制度の改正に合わせて、65歳までの継続雇用と年金との連携を図ることを目的として、地方公務員に対する「新たな再任用制度」が導入されております。

職員種別ごとの年金保険の適用

職員種別	勤務形態	年金保険	備考
短時間勤務職員	概ね常勤職員の4分の3未満の勤務時間の職員	適用なし	
一定要件を満たす短時間勤務職員	概ね常勤職員の4分の3以上の勤務時間の職員	厚生年金保険	勤務した期間については厚生年金計算の基礎期間となります
フルタイム勤務職員	常時勤務することを要する職員	共済組合	勤務した期間については共済年金計算の基礎期間となります

年金との関係

●短時間勤務職員

在職中であっても、年金の全額を受給することができます。

●一定要件を満たす短時間勤務職員

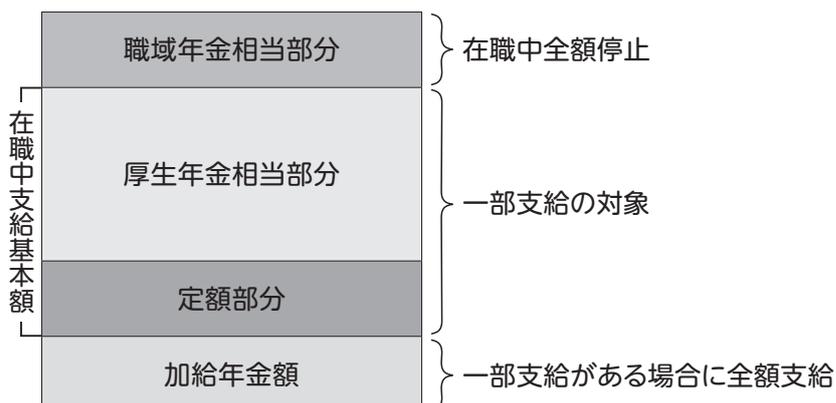
厚生年金に加入することになりますので、勤務先の給与の額により年金の一部が停止される場合があります。

●フルタイム勤務職員

再任用による在職中は、原則として年金は支給停止となりますが、給与の月額と年金の基本月額(職域年金相当部分、加給年金額を除く)を合計した額によっては、年金の一部が支給される場合があります。

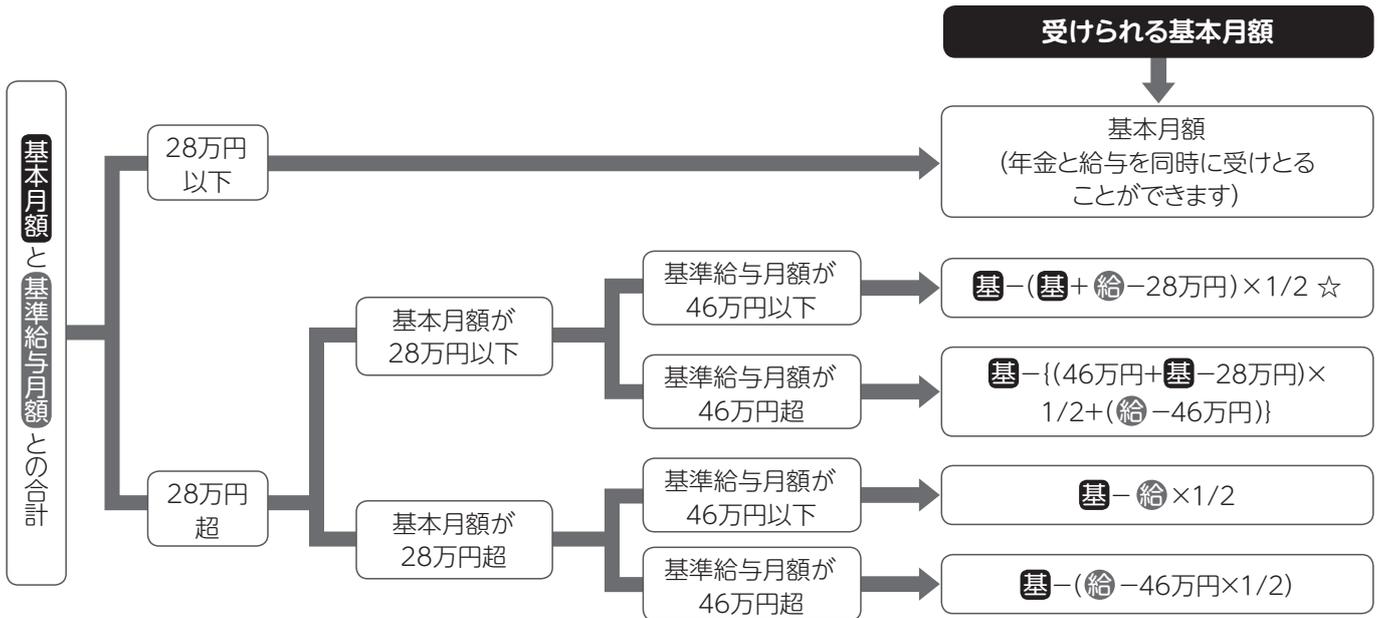
～公務員として再就職(フルタイム再任用)された場合の退職共済年金の一部支給について～

(1) 在職一部支給額の範囲(再任用在職者・在職者)



(2) 退職共済年金の在職一部支給算定表

基：基本月額 給：基準給与月額



※上記の「28万円」、「46万円」は平成25年度の数字であり、賃金や物価の変動により改定されることがあります。

基本月額	在職中支給基本額×1/12
基準給与月額	<p>(給料×1.25)+(期末手当等の額×1/12)</p> <p>※1～8月の停止については、前年の5月の掛金の標準となった給料を使用し、9～12月は当該年の5月の給料を使用します。</p> <p>なお、「1.25」については、特別職の場合「1」となります。</p> <p>※再任用等で給料月額が著しく変わった(1万円以上の変動)場合は、変わった月の翌月から停止額を再算定します。</p> <p>※期末手当等の額は、各月以前1年間の掛金の標準となった期末手当等の総額です。</p>

例 受給権発生年月 平成26年5月 (一般組合員)

<p>■ 退職共済年金 1,600,000円</p> <p>(内訳)</p> <p>厚生年金相当部分 1,440,000円</p> <p>職域年金相当部分 160,000円</p>	<p>■ 期末手当の額</p> <p>(現職時) 平成25年 6月 840,000円</p> <p>平成25年12月 900,000円</p> <p>(再任用時) 平成26年 6月 210,000円</p> <p>平成26年12月 240,000円</p>	
<p>■ 再任用時の給料 213,400円</p>		

● 基本月額の算定

$1,440,000\text{円} \times 1/12 = 120,000\text{円} \dots \text{基}$

● 基準給与月額相当額の算定

- ① 再任用での掛金の標準となった給料額 $213,400\text{円} \times 1.25 = 266,750\text{円}$ (A)
- ② 平成25年6月の期末手当の額 $840,000\text{円} \times 1/12 = 70,000\text{円}$ (B)
- ③ 平成25年12月の期末手当の額 $900,000\text{円} \times 1/12 = 75,000\text{円}$ (C)
- ④ 平成26年6月の期末手当の額 $210,000\text{円} \times 1/12 = 17,500\text{円}$ (D)
- ⑤ 平成26年12月の期末手当の額 $240,000\text{円} \times 1/12 = 20,000\text{円}$ (E)

- 平成26年6月の基準給与月額相当額…給 $\text{A} + \text{B} + \text{C} = 411,750\text{円}$
- 平成26年7月の基準給与月額相当額…給 $\text{A} + \text{C} + \text{D} = 359,250\text{円}$
- 平成27年1月の基準給与月額相当額…給 $\text{A} + \text{D} + \text{E} = 304,250\text{円}$



<各月における支給額>

この事例では、基本月額と基準給与月額との合計額が28万円を超え、基本月額が28万円以下で、基準給与月額が46万円以下となるため、(2)の退職共済年金の在職一部支給算定表☆の式により計算します。

平成26年6月からの退職共済年金の一部支給額

●基本年金額 **基** 120,000円 ●基準給与月額 **給** 411,750円

基 + **給** = 531,750円 > 280,000円 **基** ≤ 280,000円 **給** ≤ 460,000円

$120,000円 - (120,000円 + 411,750円 - 280,000円) \times 1/2 = \triangle 5,875円$

計算の結果がマイナスとなるので支給額はありません。

平成26年7月からの退職共済年金の一部支給額

●基本年金額 **基** 120,000円 ●基準給与月額 **給** 359,250円

基 + **給** = 479,250円 > 280,000円 **基** ≤ 280,000円 **給** ≤ 460,000円

$120,000円 - (120,000円 + 359,250円 - 280,000円) \times 1/2 = 20,375円$

20,375円が平成26年7月からの一部支給額(月額)となります。

平成27年1月からの退職共済年金の一部支給額

●基本年金額 **基** 120,000円 ●基準給与月額 **給** 304,250円

基 + **給** = 424,250円 > 280,000円 **基** ≤ 280,000円 **給** ≤ 460,000円

$120,000円 - (120,000円 + 304,250円 - 280,000円) \times 1/2 = 47,875円$

47,875円が平成27年1月からの一部支給額(月額)となります。

【参考】 在職一部支給額概算表

基本月額と基準給与月額を算出し、それぞれ交差するところの額が一部支給額になります。

(単位:万円)

基本月額 基	基準給与月額 給										
	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
10	10	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2
12	12	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
14	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307